

朝霞市規則第37号

朝霞市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

朝霞市福祉事務所長委任規則（平成3年朝霞市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生活保護法の項を次のように改める。

生活保護法	<ol style="list-style-type: none">1 第24条に規定する申請による保護の開始及び変更に関すること。2 第25条に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。3 第26条に規定する保護の停止及び廃止に関すること。4 第27条に規定する被保護者に対する必要な指導及び指示に関すること。5 第27条の2に規定する相談及び助言に関すること。6 第28条に規定する要保護者に対する立入調査、検診命令、申請の却下及び保護の変更、停止又は廃止に関すること。7 第29条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関すること。8 第30条から第37条までの規定による保護の方法に関すること。9 第37条の2に規定する特例による保護の方法の決定に関すること。10 第43条第2項に規定する知事が行う指導の補助に関すること。11 第48条第4項に規定する届出の受理に関すること。12 第55条の4第1項の規定により、就労自立給付金の支給をすること。13 第55条の5第1項の規定によ
-------	---

り、進学・就職準備給付金の支給をすること。

1 4 第55条の6の規定により、被保護者に関する報告の請求をすること。

1 5 第55条の7第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施に關すること。

1 6 第55条の8第1項の規定による被保護者健康管理支援事業の実施に關すること。

1 7 第61条の規定により、被保護者の居住地、世帯構成等の変更届を受けること。

1 8 第62条第3項に規定する保護の変更、停止又は廃止及び同条第4項の通知に關すること。

1 9 第63条に規定する返還額の決定に關すること。

2 0 第76条に規定する遺留金品の処分に關すること。

2 1 第76条の2の規定により、取得した損害賠償請求権行使すること。

2 2 第77条の規定により費用の徴収及び申立てをすること。

2 3 第77条の2第1項の規定により、保護の実施機関の定める額の全部又は一部を徴収すること。

2 4 第78条の規定により、徴収の徴収をすること。

2 5 第78条の2の規定により、徴収金の徴収をすること。

2 6 第80条に規定する保護金品の

返還の免除のこと。

27 第81条に規定する後見人選任
の請求のこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。